

地方税務手続のデジタル化

令和6年10月1日

総務省自治税務局電子化推進室

目次

1. 取組の概況	3
2. 申告・申請等のデジタル化	7
3. 納付のデジタル化	10
4. 地方税関係通知のデジタル化	18
5. 国税との情報連携	21

1. 取組の概況

地方税における税務手続のデジタル化

- デジタル技術の進展等を踏まえ、納税者の利便性の向上、課税当局の業務効率化・省力化、適正・公正な課税の実現等のため、eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)等を活用した全国統一的な地方税務手続のデジタル化を推進。

申告・申請等のデジタル化

- eLTAXにより、全ての地方団体に対し電子申告等が可能(H17.1 運用開始、H22 全地方団体が接続)
- 令和4年度税制改正において、地方税法令上、電子申告等の対象を全ての申告・申請等の手続に拡大し、実務的な準備が整ったものから順次eLTAXでの対応を拡大
- eLTAX利用率は、年々増加(令和5年度実績: 法人道府県民税・法人事業税 85.3% 等)

納付のデジタル化

- 令和元年10月より地方税共通納税システムの運用を開始、全ての地方団体に対し電子納付が可能に
- 令和4年度税制改正において、地方税法令上、電子納付の対象を全ての税目に拡大
- 令和5年4月から、地方税統一QRコード(eL-QR)を活用した電子納付の仕組みを導入
- 納付に係るeLTAXの利用件数は、eL-QRの導入により大きく増加(令和5年度実績: 前年度比約6.7倍)

地方税関係通知のデジタル化

- 地方団体から納税者等に送付する「地方税関係通知」のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、納税者等からの求めに応じて、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める

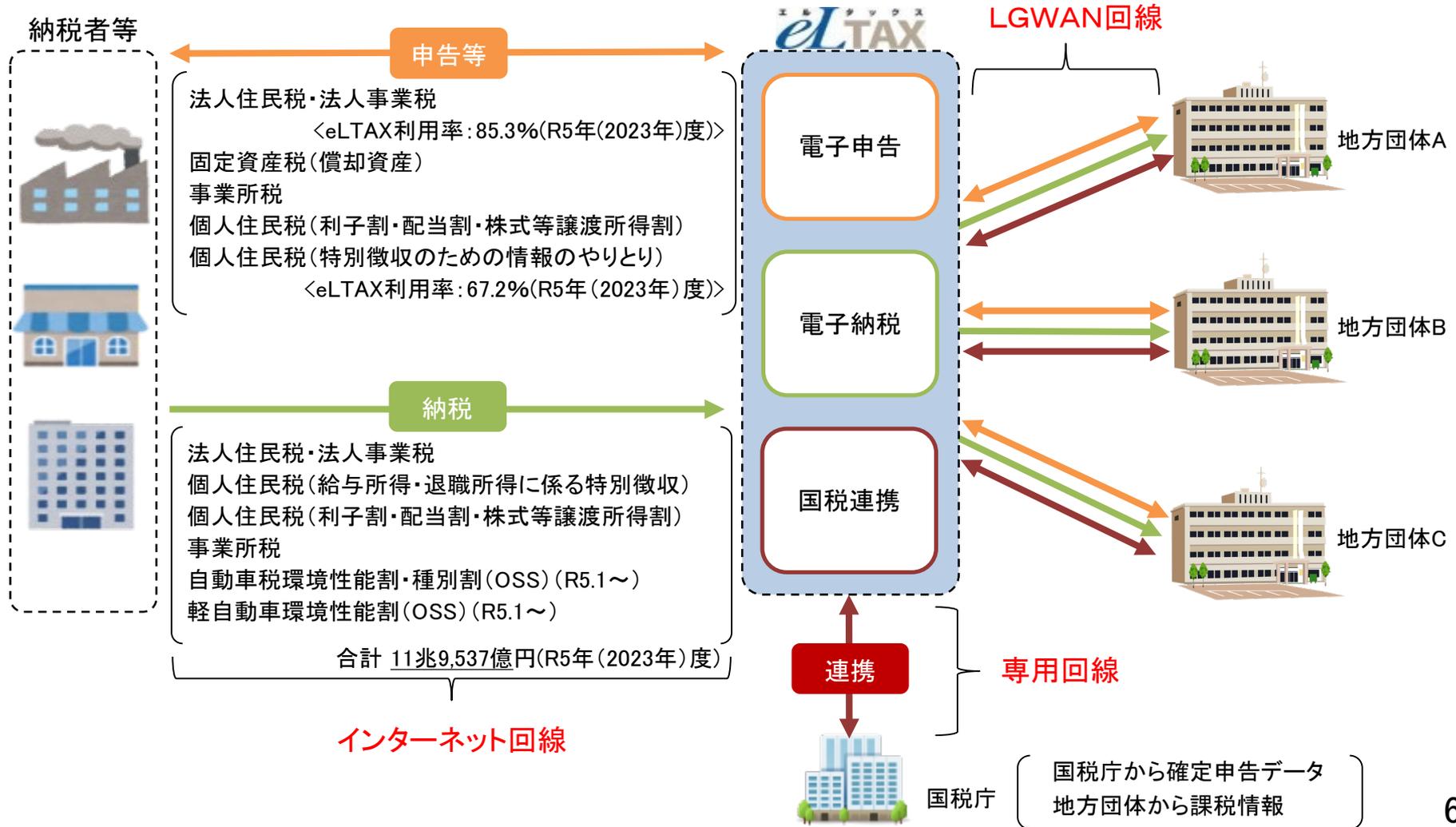
※ 個人住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用、納税義務者用)については、既に電子的な送受信が可能。

地方税務手続のデジタル化のあゆみ

	電子申告・申請等	電子納付	通知の電子化	国税との情報連携・その他
平成16年度	法人住民税・法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始 [H17.1] ※事業所税も追加 [H20.1]			
17～21年度	給与支払報告書、公的年金等支払報告書の電子的提出開始 [H20.1、H21.1]			OSSによる自動車税等の申告開始 [H17.12] ※新車新規のみ。中古車新規・移転等登録、継続検査は、H29.4追加
22年度	全地方団体がeLTAXに接続			
23～30年度	一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書等の電子的提出を義務化 [H26.1] ※電子的提出基準の引下げ[R3.1]		特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化開始[H28.1]	所得税確定申告書の連携開始 [H23.1] 法定調書、扶養是正情報の連携開始 [H25.5、H25.6] JNKS(自動車税納付確認システム)の運用開始[H27.4] 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化[H29.1]
令和元年度	地方税共同機構の設立 [H31.4]			
2年度	大法人に係る電子申告義務化 [R2.4.1以降の事業年度に係る申告]	地方税共通納税システムの運用開始 [R元.10] ※対象は主として法人向けの税目		固定資産税等に係る登記所との情報連携開始[R2.1] 法人の開廃業等に係る申請手続の一元化、共通入力事務の重複排除[R2.3]
3年度	個人住民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の申告・納入手続の電子化 [R3.10]			財務諸表提出の一元化 [R2.4]
4年度	法制上、全ての申告・申請等の手続へ対象拡大[R4改正] ※実務的な準備が整ったものから順次、eLTAX利用を開始			軽自動車OSS、軽JNKSの運用開始[R5.1]
5年度	地方たばこ税等の電子申告開始[R5.10]	地方税統一QRコードを用いた納付開始 [R5.4] ※固定資産税等全税目へ対象拡大 ※納付手段も拡大(クレジットカード、スマホ決済アプリ等)	特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化開始[R6.1]	
6年度以降	軽油引取税の電子申告[R6.10]、個人住民税の電子申告[R7年末] ※全ての税目の申告手続を令和7年末までに順次、電子化対応			基幹税務システムの標準化 [R7年度までの移行を目指す]

eLTAX(エルタックス)について

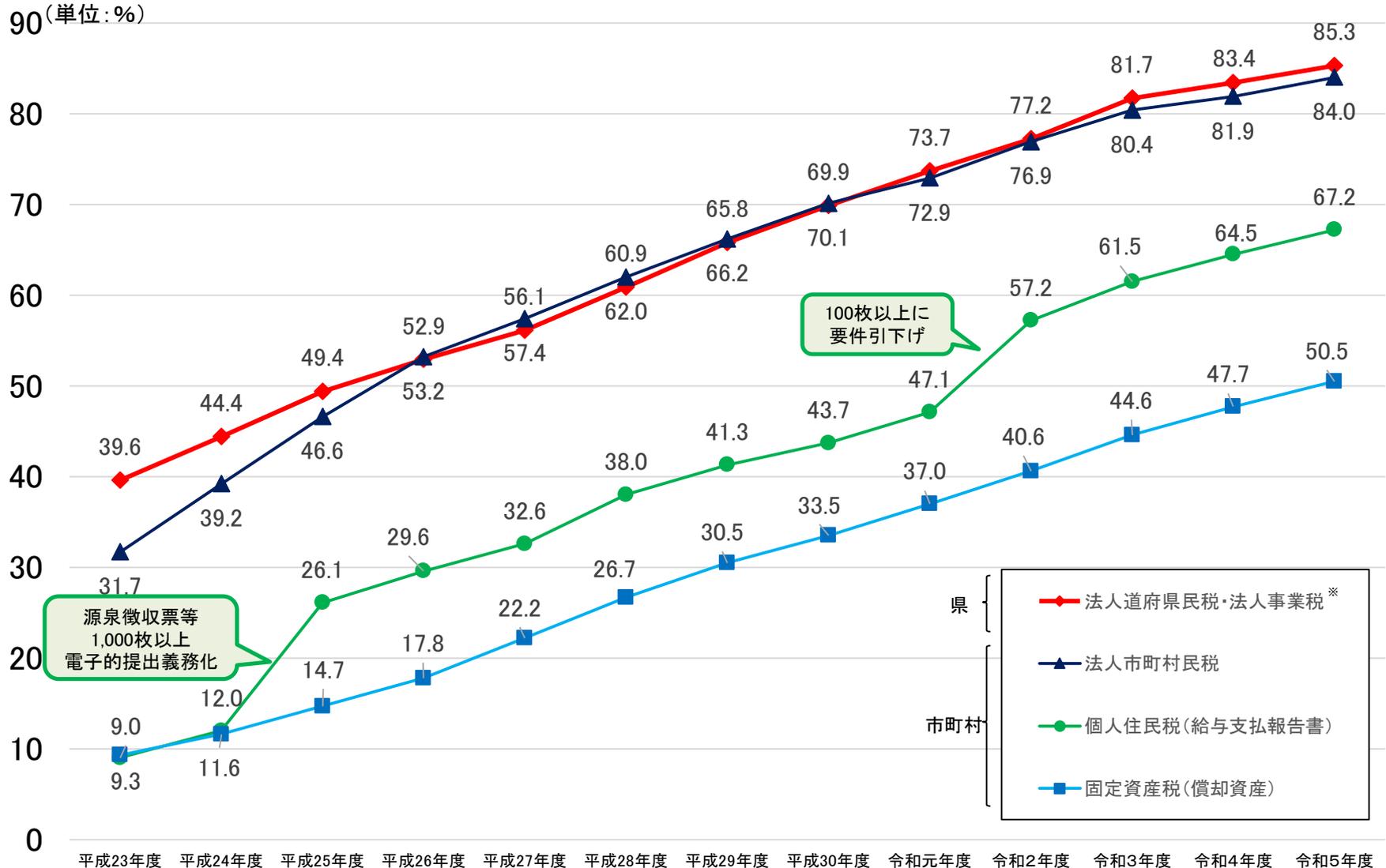
- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。
- 地方共同法人である地方税共同機構が管理・運営。



2. 申告・申請等のデジタル化

地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移

○ eLTAXを通じた電子申告利用率は、年々、上昇している。



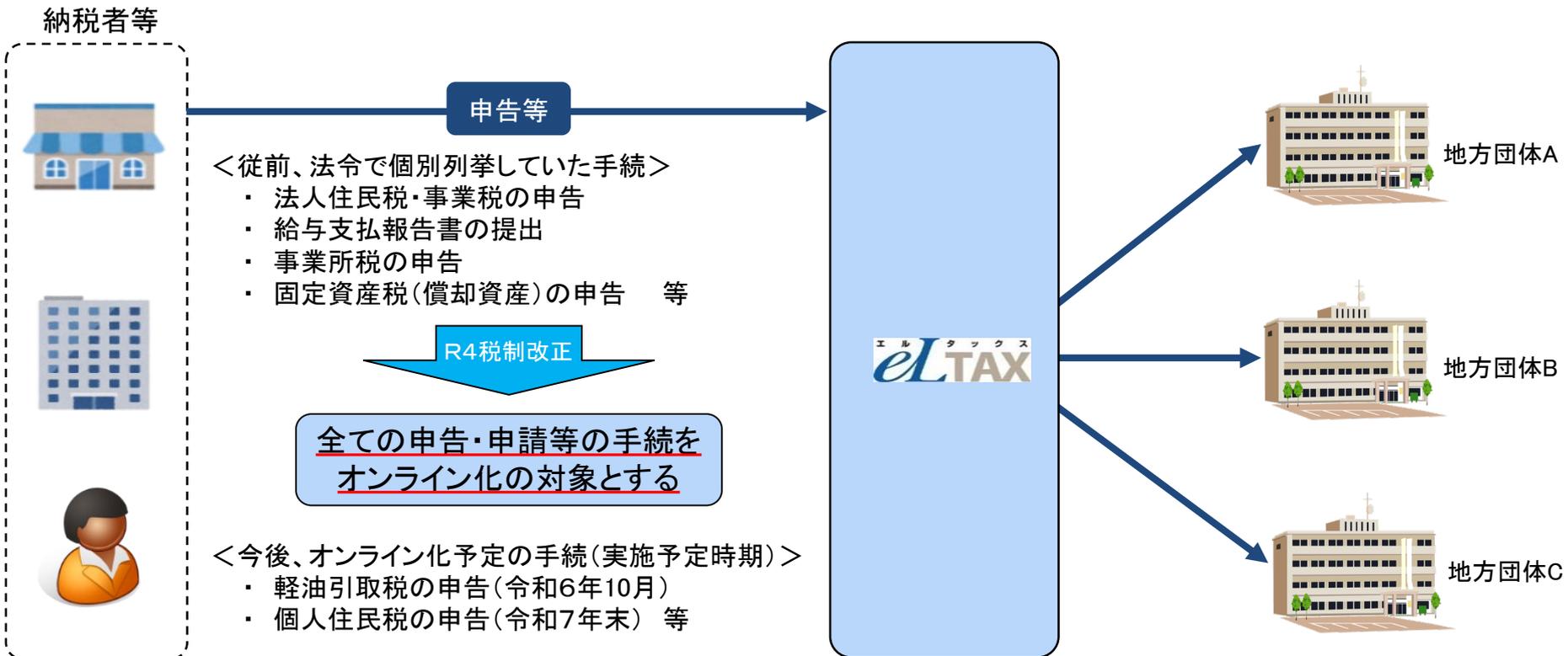
※ 地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。

※ 令和9年1月以降、個人住民税における給与支払報告書の電子的提出義務化の対象法人を源泉徴収票等30枚以上に要件引下げ予定 (R6税制改正)

※ 固定資産税(償却資産)については、一部暫定値を含む。

eLTAXを通じた申告・申請等に係る対象手続の拡大

- eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた申告・申請等は、オンライン化のニーズに応じて、法人を対象とする手続を中心として拡大。従前、地方税法令上、対象手続を個別に規定していたが、令和4年度税制改正において、全ての申告・申請等の手続について、eLTAXを利用して行うことができるよう所要の措置を講じた。
- 実務的な準備が整ったものから順次eLTAXでの対応を拡大し、納税者の利便性等を向上。



3. 納付のデジタル化

地方税共通納税システムについて

- 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、eLTAXを通じた電子納税が可能。
- 令和5年4月から、対象税目を全税目に制度拡大。あわせて納付手段についても従来の金融機関経由のインターネットバンキング及びダイレクト納付(口座引落とし)に加え、クレジットカードや地方税統一QRコード(eL-QR)を活用したスマートフォン決済アプリ等による納付も可能となった。

<主なメリット>

納税者

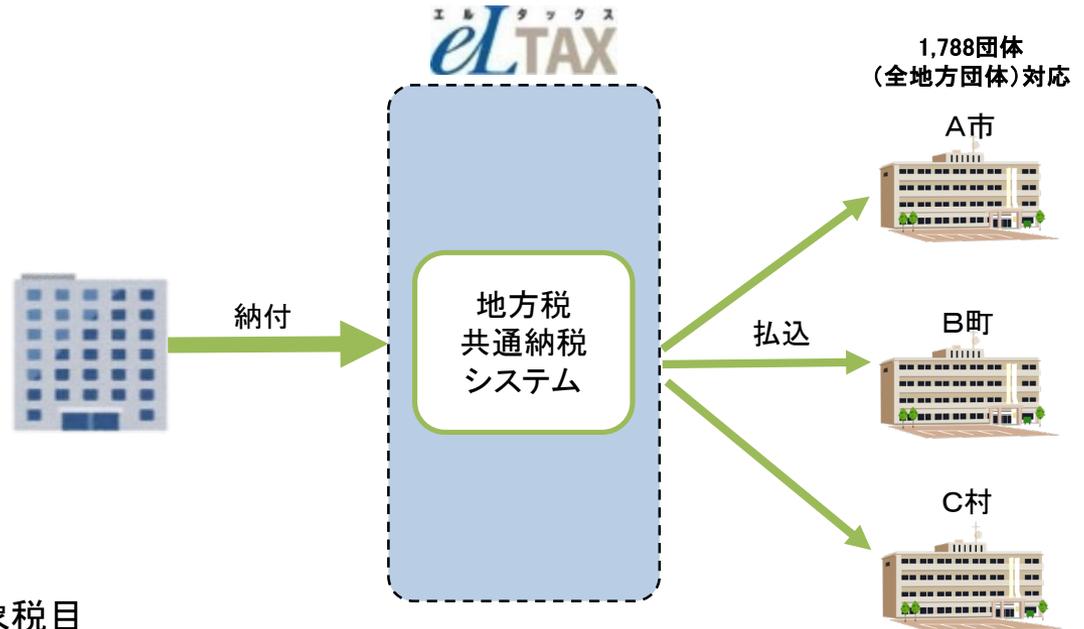
- 対象税目について、全ての地方団体に対して、様々な納付手段による電子納税が可能
- 合計税額をeLTAXに送金することで、複数地方団体への「まとめ納付」が可能

金融機関

- 窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減
- 領収済通知書の処理に係る負担軽減
- eL-QR対応金融機関であれば、全地方団体のeL-QR付納付書の取扱いが可能

地方団体

- 納付・入金情報がeLTAX経由で電子的に送付されるため消込作業の効率が向上
- 個別に金融機関・決済事業者と契約等を行うことなく電子収納可能



■ 対象税目

令和元年10月から

- 法人住民税・事業税
- 個人住民税
(給与所得・退職所得に係る特別徴収)
- 事業所税

令和3年10月から

- 個人住民税
(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)

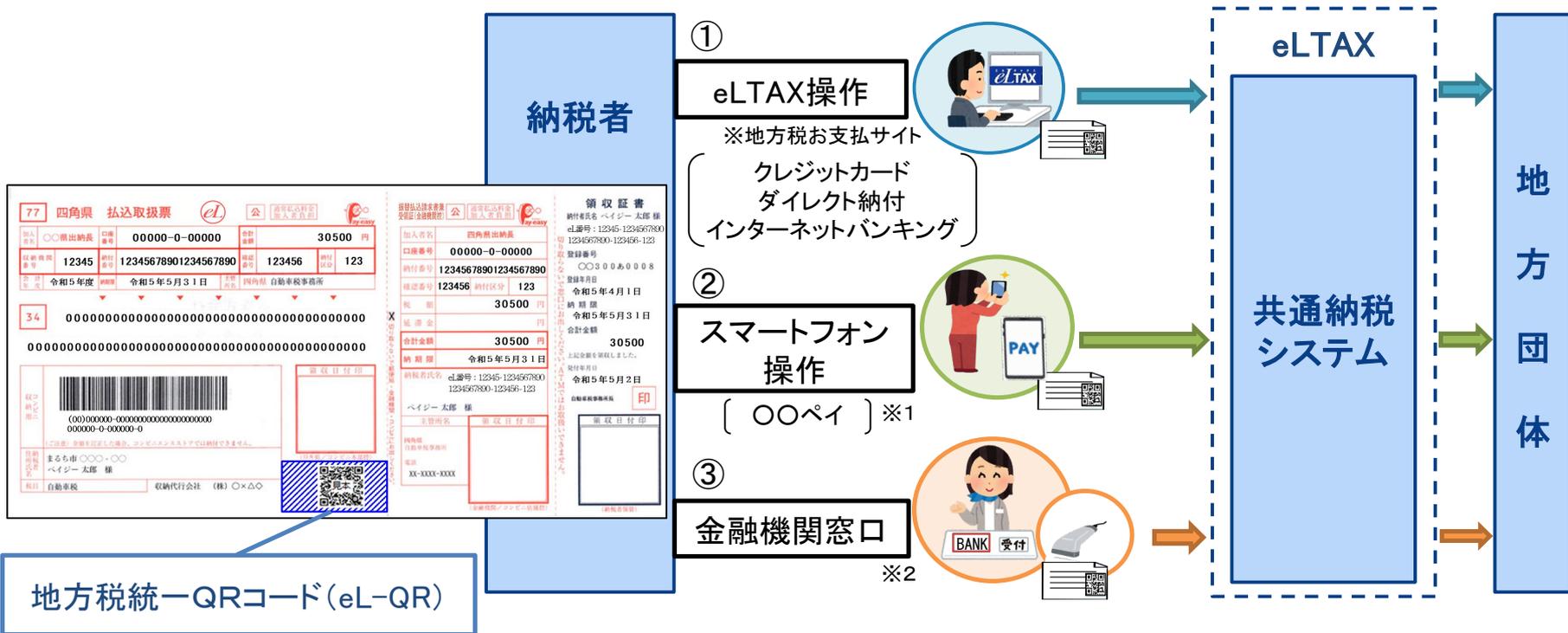
令和5年度から

- 固定資産税・都市計画税
- 自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)
- 地方たばこ税・ゴルフ場利用税・入湯税・宿泊税 等

※地方税法令上、全ての税目に拡大

地方税統一QRコード(eL-QR)の活用による地方税の電子納付について

- 令和5年4月から、個人の納税者に馴染みの深い賦課課税税目（固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割※）の納付に「地方税統一QRコード(eL-QR)」を用いた仕組みを導入。
※ 不動産取得税、個人事業税、個人住民税（普通徴収）など他の税目についても、可能な限り活用
- 納付手段についても、金融機関経由のダイレクト納付（口座引き落とし）やインターネットバンキングに加え、「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」による納付が可能。
- 金融機関窓口における納付受付後の事務処理においても、eL-QRによる処理ができるようになり、事務が簡素化・効率化。



※1：利用可能なスマートフォン決済アプリ：R5.12月時点で、23のアプリが対応

※2：eL-QR対応可能金融機関：都市銀行・地方銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・労働金庫等485機関（R6.4月時点）

※3：eL-QR活用地方団体：1,779団体（47都道府県、1,732市区町村）（R6.1.1時点）

令和6年度以降の地方団体のeL-QR対応状況

- 固定資産税・都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割について、概ね全ての地方団体が対応済
- 上記4税目に加えて、確定税額の格納が可能である税目の納付書には、原則eL-QRの印字を依頼
 - 上記4税目以外の賦課税目（不動産取得税、個人事業税、個人住民税（普通徴収）、国民健康保険税）においては、多くの地方団体で対応が進んでいるが、未対応の団体に対して引き続き対応を依頼
 - 現在、未対応の団体が多い個人住民税（特別徴収）・申告税目の督促分等についても、積極的な対応を依頼

※ 確定税額の格納が困難な税目（個人住民税（特別徴収）や申告税目）は、eL-QRではなく、eLTAXダイレクト納付等による納付を促進

税目		R6年度 対応予定団体数（点線はR7・R8年度の対応予定団体）				〈参考〉R4納付件数
賦課税目	自動車税種別割	47団体 (100%)				4,514万件
	軽自動車税種別割	1,734団体 (99.6%)				4,092万件
	固定資産税	1,734団体 (99.6%)				19,593万件
	都市計画税	642団体 (99.8%)				(固定資産税と合わせて納付)
	不動産取得税	44団体 (93.6%)			R7 3団体	163万件
	個人事業税	44団体 (93.6%)			R7 3団体	241万件
	個人住民税（普通徴収）	1,300団体 (74.7%)			R7 150団体 R8 223団体	6,792万件
	国民健康保険税	1,073団体 (71.4%)			R7 145団体 R8 195団体	—
	個人住民税（特別徴収）の督促分等	170団体 (9.8%)	R7 280団体	R8 172団体		—
申告税目	法人二税の督促分等	40団体 (85.1%)			R7 6団体 R8 1団体	—
	法人市町村民税の督促分等	144団体 (8.3%)	R7 238団体	R8 172団体		—
	事業所税の督促分等	25団体 (32.5%)	R7 27団体	R8 18団体		—

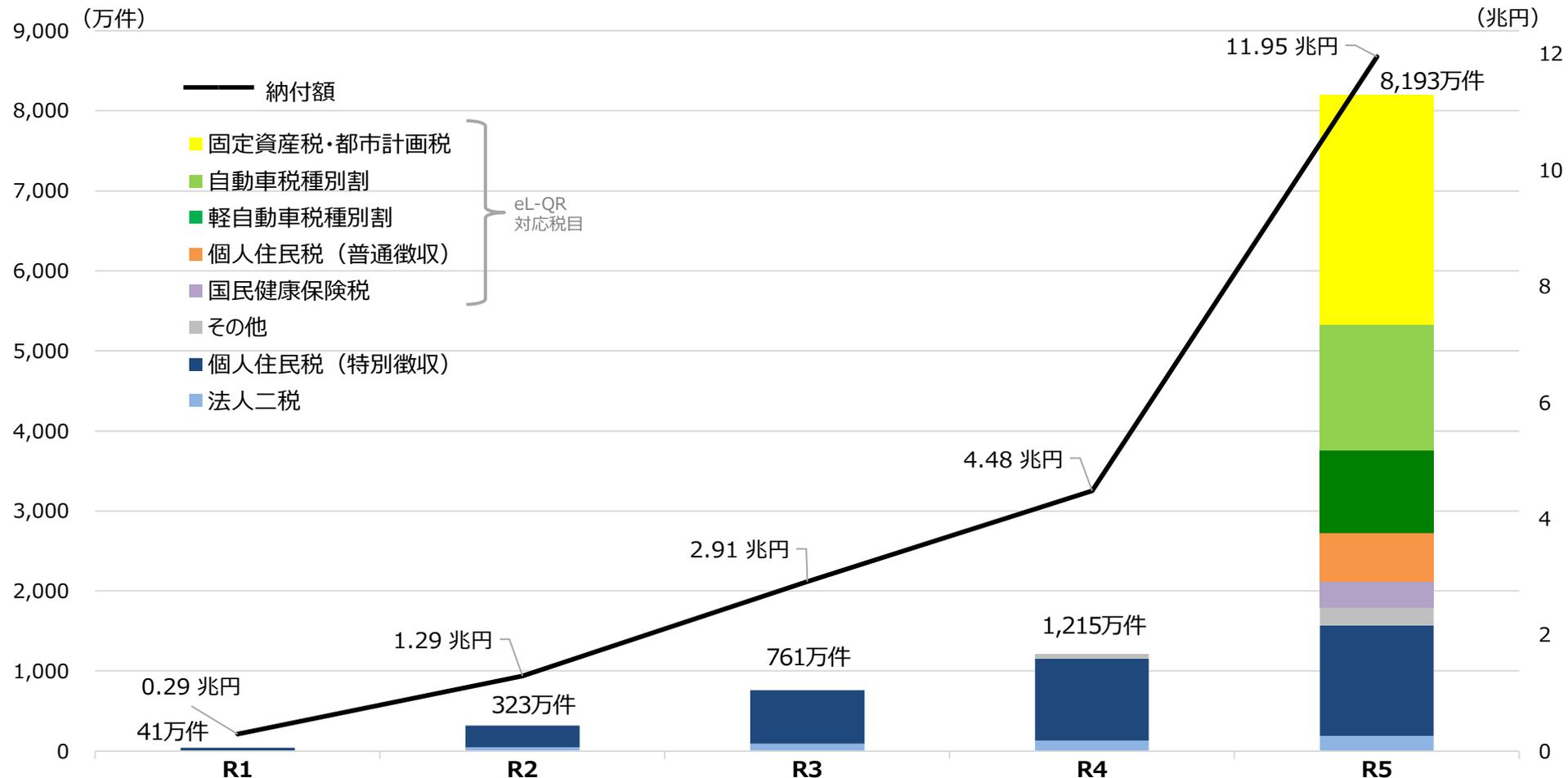
（出典）地方税統一QRコードの活用に係る検討会事務局調査（令和5年10月）に基づく集計

※ 「督促分等」とは、督促、更生決定、再発行等によって、税額を通知するもの。

※ R4納付件数は、総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」によるもの。

地方税の納付に係るeLTAXの利用件数の推移(税目別)

○ 地方税統一QRコード(eL-QR)導入により、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割等の対応が可能になり、令和5年度の利用件数が増加している



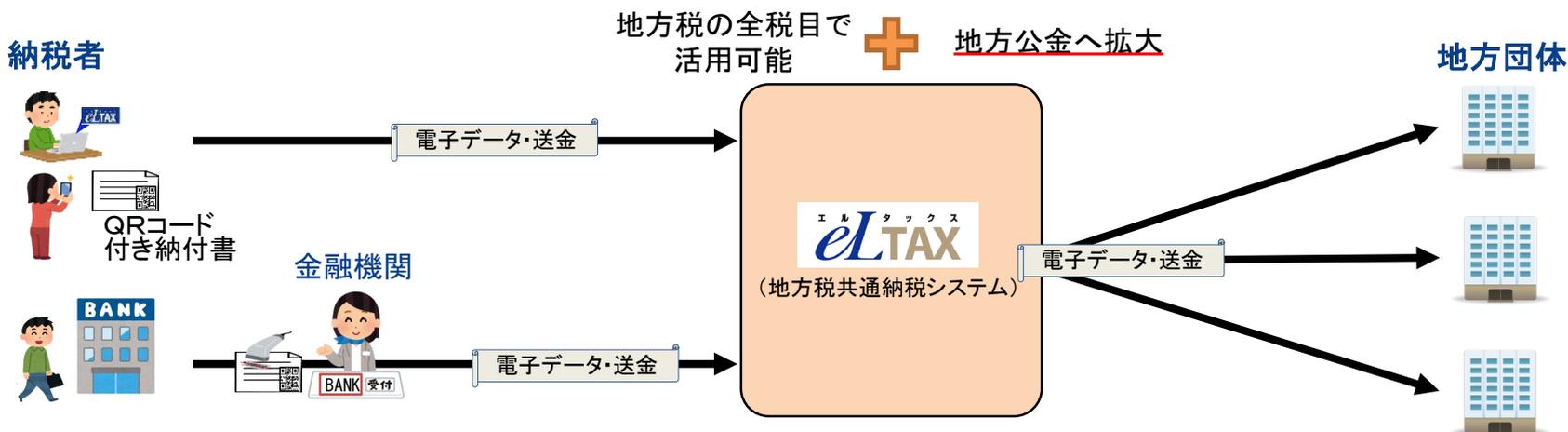
- 令和元年10月から、「地方税共通納税システム」(対象税目は法人二税、個人住民税(特別徴収)、事業所税)が稼働
- 令和3年10月から、個人住民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割(金融三割)に対応
- 令和5年1月から、自動車税種別割・環境性能割(OSS)、軽自動車税環境性能割(OSS)に対応
- 令和5年4月から、eL-QR導入により、固定資産税・都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割に対応
(これら四税目以外にも、確定税額の格納が可能である税目はeL-QRでの納付に対応)
- 令和5年10月から、地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税・宿泊税に対応

地方公金に係るeLTAX経由での納付(令和6年度税制改正)

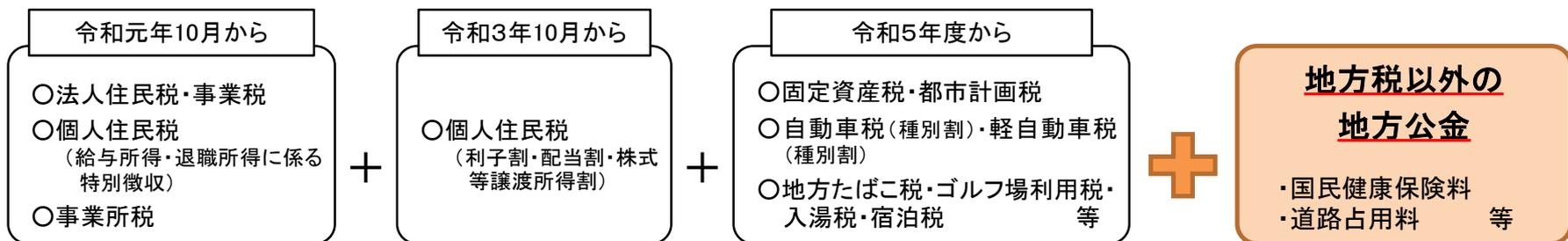
【令和6年度政府税制改正大綱(令和5年12月22日閣議決定)[抄]】

- eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、地方自治法の改正に併せて、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する措置を講ずる。 ※ 地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から適用。

■ eL-QRを通じた電子納付(イメージ)



■ eLTAXを通じた電子納付の対象税目

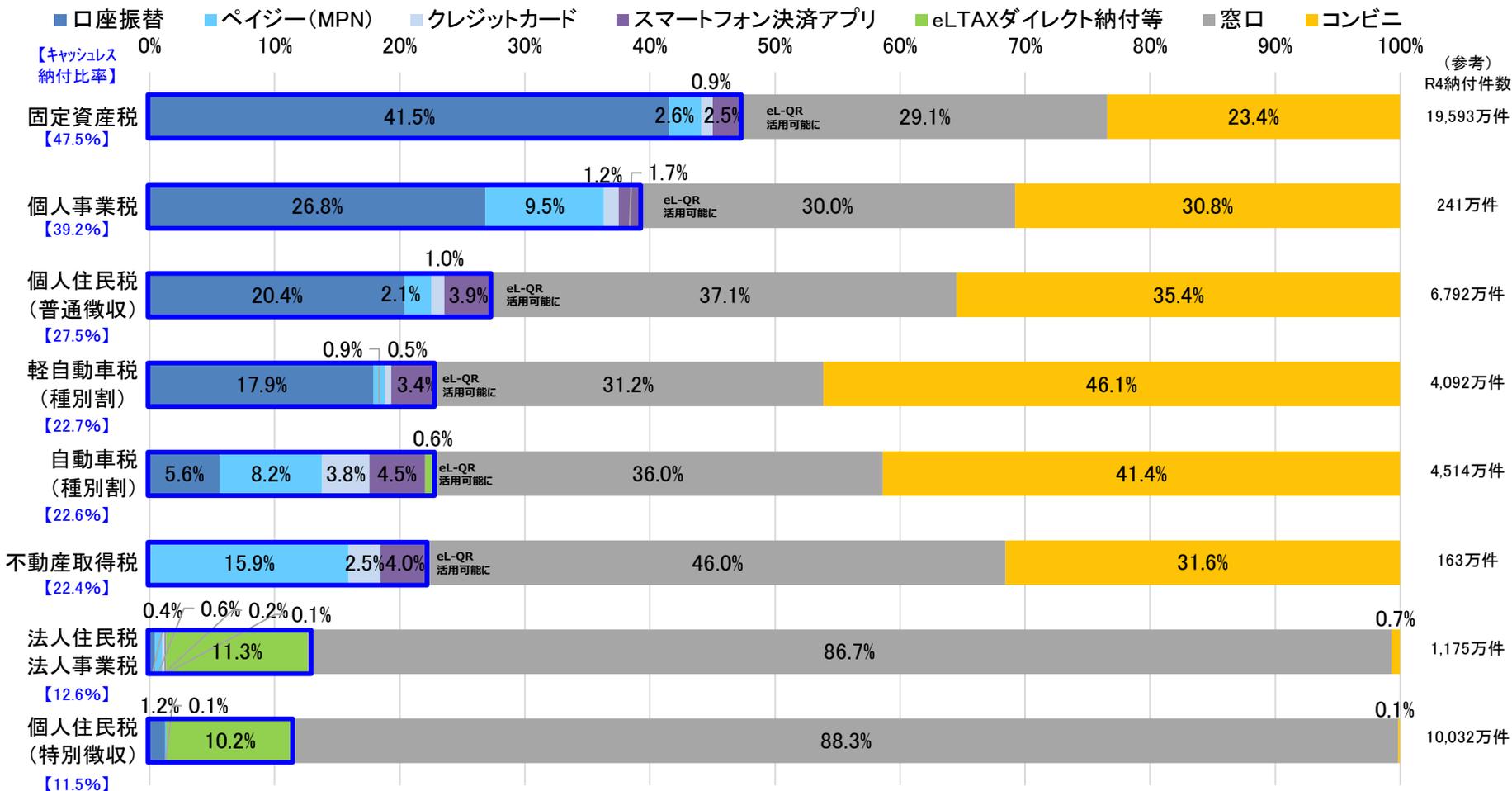


※地方税法令上、全ての税目に拡大

地方税におけるキャッシュレス納付比率(令和4年度・税目別)

○ 令和4年度の地方税のキャッシュレス納付比率は約31% (件数ベース) ※eL-QR導入前

○ 口座振替が活用しやすい税目(固定資産税等)はキャッシュレス納付比率が高く、法人住民税・法人事業税や個人住民税(特別徴収)は低位



※ 納付件数は、総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」より(eLTAXに係るものは地方税共同機構における集計による)

※ 個人住民税(特別徴収)で窓口納付されている0.89億件には、大部分の金融機関が提供するインターネットバンキングによる納付の仕組み(地方税納入サービス等)を利用して電子的に納付されている件数が相当数含まれる(当該調査では、金融機関から地方団体に納入済通知書(紙又はDVD)で送付されたものは窓口納付に計上)

地方税におけるキャッシュレス納付の推進について(通知)

- 「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」に合わせ、地方自治体へキャッシュレス納付の推進を依頼(令和6年6月27日 自治税務局長通知)。

【地方税におけるキャッシュレス納付の推進について [抄]】

令和6年5月30日には、国税庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、地方税共同機構、金融業界団体等と共同で「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」(別紙)を行い、国税・地方税におけるキャッシュレス納付の一層の普及に向け、共同で推進していくこととしております。

これに合わせ、各地方団体におけるキャッシュレス納付の推進に向けた取組事例を取りまとめたところです。各地方団体におかれては、当該取組事例を参考にしつつ、以下の取組を進めていただくようお願いします。

- ・ 地方税の納付件数の大宗を占める**賦課課税税目(普通徴収)**及び**申告税目等も含めた督促分**については、eL-QRを活用した**スマートフォン決済アプリ**や**クレジットカードによる納付**の利用促進に取り組んでいただくとともに、改めて、**従来からの口座振替**の活用促進に重点的に取り組んでいただくようお願いします。
- ・ **法人二税及び個人住民税(特別徴収)**については、**eLTAXダイレクト納付**の利用促進に取り組んでいただきますようお願いします。
- ・ こうした取組に当たっては、**都道府県、市区町村、税務署、金融機関等**が**連携して**取組を進めることが有効と考えられますので、**連携体制の整備**を併せてお願いします。

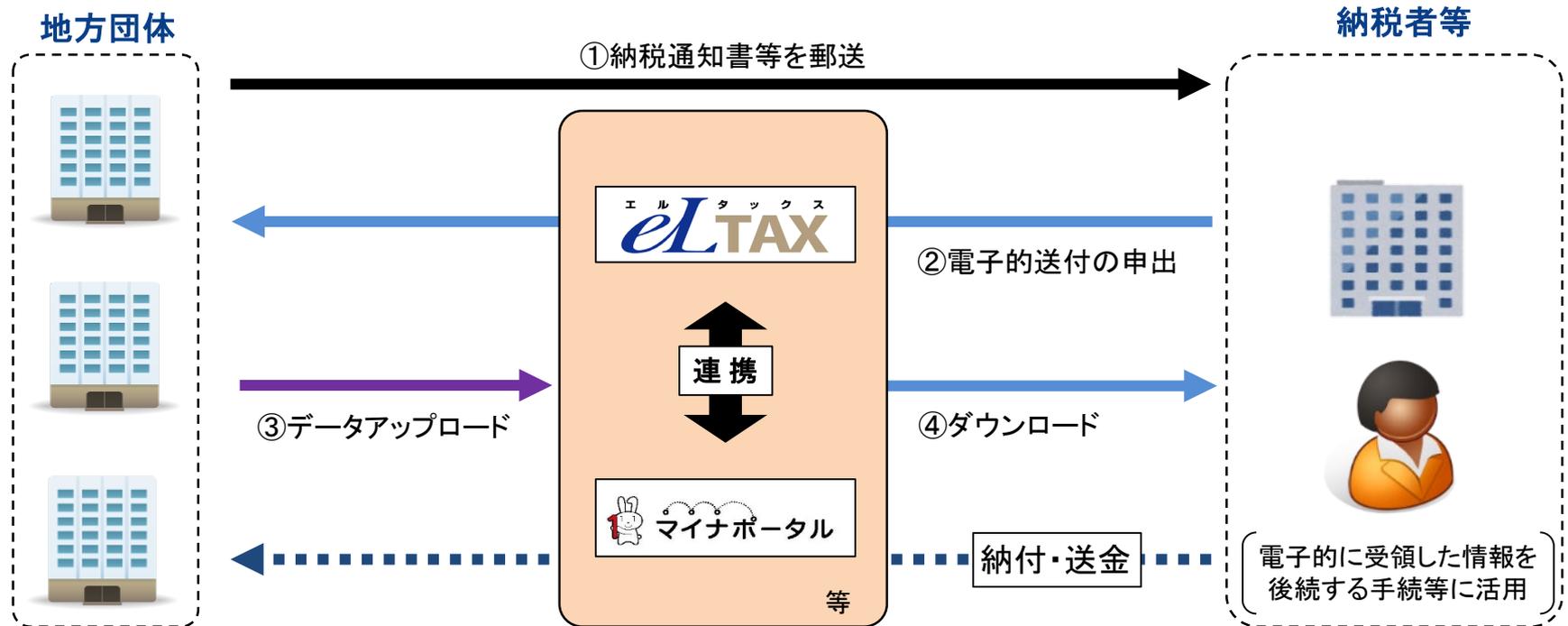
4. 地方税関係通知のデジタル化

納税通知書等の電子的送付について

【令和6年度与党税制改正大綱(令和5年12月14日自由民主党・公明党)[抄]】

- 地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

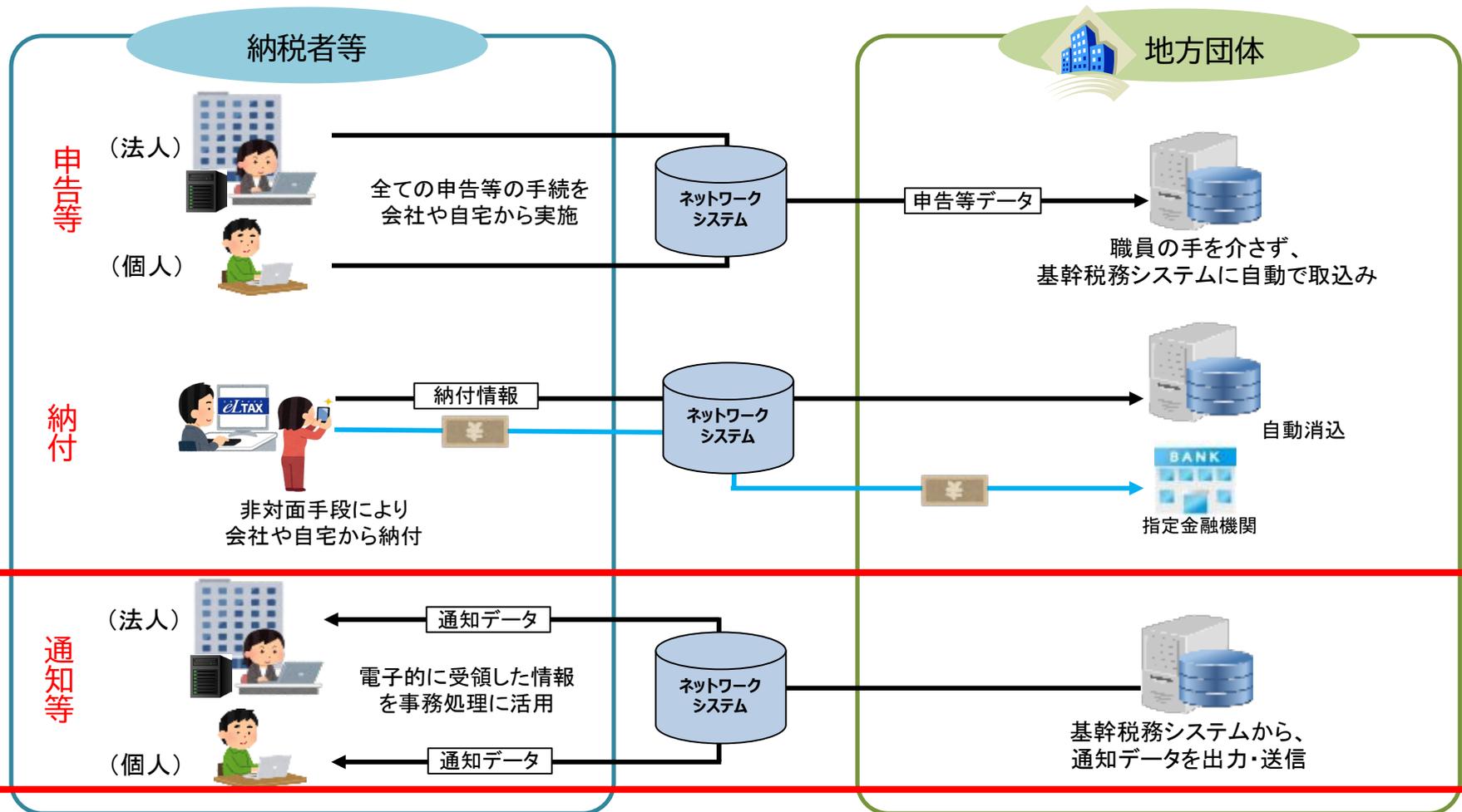
■ 納税通知書等の電子的送付(イメージ)



※ 「納税通知書等」は、納税通知書(課税明細書を含む)及びそれに付随する納付書

地方税務手続の「デジタル完結」に向けて

- 納税者等の利便性向上のため、全ての申告等・納付の手続を対象として、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXでの対応を拡大しており、デジタル化が進展している。
- 今後、地方税関係通知(納税通知書等)についてeLTAXやマイナポータルを活用した電子的送付を実現し、地方税務手続の「デジタル完結」を目指す。



5. 国税との情報連携

国税との情報連携

現状

- 平成23年以降、eLTAXを通じた国税・地方税間の情報連携の対象項目を順次拡大しており、
 - ・ 国税庁から地方団体に対して、所得税・法人税の申告書や法定調書の一部※
 - ・ 地方団体から国税庁に対して、扶養是正情報等をデータ連携。

※ 所得税確定申告書、法人税申告書(適用額明細書を除く)、源泉徴収義務者情報、給与・年金の源泉徴収票 等

源泉徴収票の提出方法等の見直し(令和5年度税制改正)

- 給与所得の源泉徴収票の提出範囲を給与支払報告書に揃えて拡大した上で、地方公共団体に給与支払報告書の提出があった場合には、その従業員について、国への給与所得の源泉徴収票の提出があったものとみなすこととし、地方公共団体は、提出された給与支払報告書データ(書面又は光ディスクに係るもの)を国へデータ連携する(eLTAX提出分は国税へ即時連携)。

※ 公的年金等についても同様

※ 上記の見直しは、令和9年1月1日以後に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について適用

※ 現状、給与等の支払者は次の書類をそれぞれ次の者に提出

- ① 給与所得の源泉徴収票:国(具体的には、給与等の支払者を所轄する税務署)及び従業員
- ② 給与支払報告書 :従業員の居住地の地方公共団体

国税・地方税の情報連携の拡充

- eLTAX及び国税情報システム(KSK及びe-Tax)の次期更改時期(令和8年度)を見据えて、国税からeLTAXを通じて送付される申告書や法定調書等の連携対象情報の範囲拡大等を検討。

※ 例えば、確定申告書について、e-Tax・書面提出分に関わらず全データを連携可能とする方向で検討